

第1 募集人員及び出願資格等

1 募集人員

各高等学校の課程別、学科別等の募集人員は、令和7年6月末日までに決定し、発表する。

2 出願資格

公立高等学校に入学を志願することのできる者は、次の(1)から(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ(4)に該当する者でなければならない。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校から併設型中高一貫教育を実施する高等学校への令和8年度入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への令和8年度進級予定者は出願できない。

(1) 令和8年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

(2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者

(3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者）

(4) 志願者は、次のアからオまでのいずれかに該当する者とする。

ア 全日制の課程を志願する者は、本人及び保護者が県内に居住し、かつ、入学後も引き続き県内に居住できる者

イ 定時制の課程を志願する者は、本人が県内に住所又は勤務地を有することが確実な者

ウ 通信制の課程を志願する者は、本人が県内に住所又は勤務地（在学地）を有することが確実な者

エ 別に定めるところにより、公立高等学校長が出願を承認した者

オ 別に定めるところにより、埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長（県立高等学校の定時制の課程及び通信制にあっては、志願先高等学校、市立高等学校にあっては、当該各市教育委員会）が出願資格を認定した者

3 通学区域

県立高等学校においては、通学区域は設けない。

（「埼玉県立高等学校通学区域に関する規則を廃止する規則」による。）

市立高等学校においては、各市教育委員会の定めによる。

- | | | |
|---|--|---|
| { | <p>○川口市
「川口市立高等学校通学区域に関する規則」による。
第2条 学区は埼玉県の区域とする。</p> <p>○さいたま市
「さいたま市立高等学校の通学区域に関する規則」による。
第2条 高等学校の通学区域は、埼玉県の全区域とする。</p> <p>○川越市
「川越市立高等学校の通学区域に関する規則を廃止する規則」による。</p> | } |
|---|--|---|

第2 入学者選抜の基本方針

入学者選抜要領（以下、「選抜要領」という。）1（103ページ）による。